

令和6年度ファミリー・サポート補助事業実施要項

1. 趣旨

この事業は、埼玉大学（以下「本学」という。）に在職する教職員が、市区町村が行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（以下「ファミサポ」という。）や緊急サポートセンターの病児・病後児保育支援事業（以下「緊急ファミサポ」という。）の育児援助を利用する場合に、その利用料金の一部を育児支援の一環として補助することにより、教職員の仕事と家庭生活の両立を支援するために実施する。

2. 利用者

本学に在職する教職員（非常勤職員の場合は社会保険加入者に限る。）を利用者とする。なお、ファミサポまたは緊急ファミサポの育児援助を利用するには、当該ファミサポまたは緊急ファミサポに会員登録が必要である。

3. 対象となる乳幼児・児童等

利用者の子のうち、利用するファミサポまたは緊急ファミサポの定めにより対象となる乳幼児・児童等で、以下のいずれかに該当する者

- (1) 0歳から小学校6年生までの乳幼児・児童
- (2) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている満18歳に達するまでの子

4. 補助事業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

5. 補助の対象となる育児援助活動

本事業の補助の対象となる育児援助活動の条件は、本学の業務上の都合により、次に掲げる援助が必要なものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブ等（以下「保育施設等」という。）の保育開始前や、終了後の子どもの預かり
- (2) 保育施設等までの送迎
- (3) 保育施設等が休みの時の子どもの預かり
- (4) 病児・病後児の預かり

6. 補助の対象となる支払報酬

本事業の補助の対象となる支払い報酬は、以下のとおりとする。

- (1) ファミサポの利用について、1家庭あたり月20時間分を上限とする。
- (2) 緊急ファミサポの利用について、1家庭あたり年20時間分を上限とする。

※ファミサポまたは緊急ファミサポの純然たるサービスの報酬以外の会費、食費、交通費、キャンセル料等は補助対象外とする。

7.利用申請方法

補助事業の利用を希望する者は、令和6年度ファミリー・サポート補助事業利用申請フォームによりファミサポ利用予定日の前月20日までに申請するものとする。

ただし、緊急ファミサポの利用については、利用後速やかに上記申請フォームにより申請するものとする。

【申請フォーム URL】<https://forms.office.com/r/mLRqkesSn1>

8.採択件数

ファミサポの利用については、毎月2件程度とし、緊急ファミサポの利用については、前期6件・後期6件程度とする。

ダイバーシティ推進センターにおいて申請内容の審査を行います。なお、予算の範囲内で補助事業を実施しますので、ご留意願います。

採択結果は、ファミサポ利用予定日の前月末まで（緊急ファミサポの利用申請については申請月の翌月末まで）に申請者に通知します。

9. 補助の請求手続き等

ファミサポの利用については、ファミサポ利用日の月末まで、緊急ファミサポの利用については、申請時に、以下の書類を、ダイバーシティ推進センター（ダイバーシティ推進課）へ提出するものとする。

- (1) 依頼会員用の援助活動報告書の写し（利用料金が確認できるもの）
- (2) ファミサポまたは緊急ファミサポの会員登録を行ったことが確認できる書類の写し

原則として適正な補助の請求を受け付けた翌月末までに補助額を口座振込みます。

10. 問い合わせ先

産学官連携・ダイバーシティ推進課 吉田

Tel : 048-858-3110 (内線 796455)

E-mail : diversity-s@gr.saitama-u.ac.jp

参考)・さいたまファミリー・サポート・センター

(<http://saitamafamisapo.blog.shinobi.jp/>)

・緊急サポートセンター埼玉 (<http://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/>)